

## 市場監督管理総局、《企業名称登記管理規定の実施弁法》を公布

国家市場監督管理総局は 2023 年 8 月 29 日、《企業名称登記管理規定の実施弁法》（国家市場監督管理総局令第 82 号、以下、本弁法）を公布しました。本弁法は、2021 年 1 月に国務院が公布した《企業名称登記管理規定》<sup>※</sup>に基づき、2023 年 10 月 1 日より施行しました。

本弁法は、全 7 章 55 条で構成され、企業名称の自主申告サービスの最適化、登記管理プロセスの規範化、監督管理の強化、争議メカニズムの改善、企業の合法的権益保障、ビジネス環境の継続的な改善等を目的としています。

なお、《企業名称登記管理実施弁法》（旧国家工商行政管理総局令第 10 号、2004 年 6 月 14 日公布）、《個人事業名称登記管理弁法》（旧国家工商行政管理総局令第 38 号、2008 年 12 月 31 日公布）は同時に廃止されました。

詳細については、以下のウェブサイトをご参照ください。

[https://www.samr.gov.cn/zw/zfxgk/fdzdgknr/fgs/art/2023/art\\_1e269e76abdb405ab5253b7c78e45f6a.html](https://www.samr.gov.cn/zw/zfxgk/fdzdgknr/fgs/art/2023/art_1e269e76abdb405ab5253b7c78e45f6a.html)

※ 《企業名称登記管理規定》については、SMBC (CHINA) NEWS No.21-07 をご参照ください

### <本弁法の概要>

#### 総則

- 第二条  
本弁法は、中国国内で法により登記を必要とする企業に適用し、会社のほか、非会社企業法人・パートナーシップ企業・個人独資企業、上述企業の分支機構、外国企業の分支機構などを含む
- 第六条  
国家市場監督管理総局は必要に応じて、省級の企業登記機関に対して、行政区画名を含まない企業名称の登記業務を授権できる

#### 企業名称の規範化

- 第八条  
企業名称は、一般的に行政区画名・屋号・業種または経営特徴・組織形態の順で構成
- 第十条  
企業名称内の屋号は、識別性があり、文字・語句の組み合わせにより 2 文字以上の漢字で構成
- 第十三条  
企業の分支機構の名称は、所属企業の名称を含み、「分公司」「分工場」「分店」などの語句を添え、名称内

に当該分支機構の業種や行政区画名または地名などを表記しなければならないが、業種または行政区画名が所属企業と同一である場合、表記しなくてもよい

● 第十五条

外商投資企業の名称に「中国」の文字を含める場合、その屋号は企業の外国投資者名あるいは中国語に翻訳した内容と一致し、法律規定に合致しなければならない

● 第十六条

企業名称は《企業名称登記管理規定》第十一条規定に基づき、以下の状況があってはならない

- 国家の重大政策に関連する文字の使用や、国家の出資または政府の信用関係を持つなどと誤認させるもの
- 「国家レベル」「最高レベル」「最良」などの誤認が生じる文字の使用
- 一定の影響力がある同業他社の名称（略称、屋号などを含む）と同一または近似した文字の使用
- 非収益性組織であることを明示または暗示する文字の使用
- 法律、行政法規および本弁法が禁止するその他の名称

● 下記三種類の名称申告条件について

親会社名に「集団」使用 (第十七条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 申告主体は登記済の企業</li> <li>➢ 3社以上の持株会社であること</li> </ul>
行政区画を含まない社名 (第十九条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 申告主体は登記済の企業</li> <li>➢ 3つ以上の省級行政区にて子会社を設立し、本社屋号と同様の屋号をもち、かつ1年以上経営していること</li> <li>➢ 投資関係を有する場合を除き、所属する市級行政区で登記済あるいは保留期間中の企業名称の屋号と異なること</li> </ul>
業種分類を含まない社名 (第二十条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 5つ以上の国民経済産業分類を跨いで総合経営する企業</li> <li>➢ 3社以上の本社屋号と同様の屋号をもつ子会社を設立し、かつ1年以上経営していること、また各子会社の業種あるいは経営特徴がそれぞれ異なる国民経済産業分類に属すること</li> <li>➢ 投資関係を有する場合を除き、所属する市級行政区で登記済あるいは保留期間中の企業名称の屋号と異なること</li> </ul>

**企業名称の自主申告サービス**

● 第二十四条

申請する企業名称内の屋号は、同業または業種・経営特徴を表記しない企業名称の屋号と同一であってはならず、下記のようなパターンについても認められない：

- 行政区画・屋号・業種・経営特徴・組織形態の順序は異なるが文字は同一
- 行政区画・組織形態は異なるが、業種あるいは経営特徴は同一
- 業種・経営特徴は異なるが、実質内容は同一

- 第二十五条

企業登記機関は、企業名称申告システムを通じて提出が完了した企業名称を保留するが、保留期間は 2 か月とする。企業設立が法に基づき批准を受けなければならない、または企業の経営範囲に登記前に批准を受けなければならない項目が含まれている場合、保留期間を 1 年とする。保留期間中の企業名称を用いて、経営活動を行うてはならない

### 企業名称の使用と監督管理

- 第二十九条

企業名称は法に基づき譲渡することが可能であり、双方は書面契約を締結し、企業登記機関に企業名称変更登録を行い、併せて国家企業信用情報開示システムを通じて公示

- 第三十条

企業は他社に自身の企業名の使用を許諾できるが、第三者の適法な権益を損ってはならず、許諾側と使用側は、それぞれ国家企業使用情報開示システムを通じて公示

- 第三十一条

企業登記機関は、登記済の企業名称が関連規定に合致しないことを発見した場合、法に基づき延滞なく是正させ、企業名称の変更を命じる

### 企業名称の争議裁決

- 第三十四条

企業は、その他の企業名称が当該企業名称の合法的権益を侵害すると考える場合、人民法院に起訴、または権利侵害の疑いがある企業名称登記を扱った企業登記機関へ処理請求することが可能

- 第三十七条

企業登記機関は、申請を受領した日から 5 営業日以内に審査し、受理するか否かの決定を行い、書面で申請人に通知する

- 第三十九条

企業登記機関は受理決定日から 5 営業日以内に申請書と関連証拠資料、答弁告知書を被申請人に送付する

### 法律責任

- 第四十九条

本弁法の規定に違反し、企業名称を用いて他人の合法的権益を損害し、かつ期限内に登記変更をしない場合、企業登記機関は《中華人民共和国市场主体登記管理条例》第四十六条の規定に基づき処罰する

以上

ご照会先

**上海本店**

上海市浦東新区世紀大道100号  
上海環球金融中心11階  
TEL : 86-(21)-3860-9000

● **上海浦西出張所**

上海市長寧区興義路8号  
上海万都中心12階 1、12、13号  
TEL : 86-(21)-2219-8000

● **上海自貿試験区出張所**

上海市浦東新区世紀大道100号  
上海環球金融中心15階15T21室  
TEL : 86-(21)-3860-9000

**瀋陽支店**

瀋陽市瀋河区青年大街1号  
市府恒隆広場16階1606室  
TEL : 86-(24)-3128-7000

**北京支店**

北京市朝陽区光華路1号  
北京嘉里中心北楼16階1601号室  
TEL : 86-(10)-5920-4500  
电话 : 86-(10)-5920-4500

**天津支店**

天津市和平区南京路189号  
津匯広場2座12階  
TEL : 86-(22)-2330-6677

**蘇州支店**

蘇州市高新区獅山路28号  
蘇州高新国際商務広場12階  
TEL : 86-(512)-6606-6500

● **蘇州工業園区出張所**

蘇州市蘇州工業園区  
蘇州大道西2号 国際大厦16楼  
TEL : 86-(512)-6288-5018

● **常熟出張所**

常熟市高新技术産業開發区  
東南大道33号 科創大厦8楼  
TEL : 86-(512)-5235-5553

● **昆山出張所**

昆山市玉山鎮登云路258号匯金  
財富広場1号楼601、605-608室  
TEL : 86-(512)-3687-0588

**杭州支店**

杭州市拱墅区武林街道延安路385号  
杭州嘉里中心2幢5階、6階603室  
TEL : 86-(571)-2889-1111

**広州支店**

広州市天河区珠江新城華夏路8号  
合景国際金融広場12階  
TEL : 86-(20)3819-1888

**深圳支店**

深圳市福田区中心四路1号  
嘉里建設広場2座23階  
TEL : 86-(755)-2383-0980

**重慶支店**

重慶市江北区慶雲路1号  
国金中心T1并公楼20階单元1、15-18  
TEL : 86-(23)-8812-5300

**大連支店**

大連市西崗区中山路147号  
申貿大厦4楼-A室  
TEL : 86-(411)-3905-8500

SMBC (CHINA) NEWS バックナンバー

SMBCホームページの当NEWSバックナンバーに掲載しております。

[http://www.smbc.co.jp/hojin/international/global\\_information/smbccnrep.html](http://www.smbc.co.jp/hojin/international/global_information/smbccnrep.html)

三井住友銀行(中国)有限公司のWeChat公式アカウントには、当NEWSのほか、各種情報を随時発信しております。右記QRコードより、アクセスください。



当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。

万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。